

第4章 介護保険事業計画

1 運営方針

介護保険事業の運営にあたっては、制度上の仕組みや状況などにより基本的な介護保険事業の方針を次のとおりとします。

I 計画期間内における介護保険事業は、法定サービスを基本に実施します

介護保険制度では、市町村の判断で介護保険法に定められたサービス（法定サービス）以外のサービスを行うことができますが、これら（市町村特別給付等）を行う場合は、その費用のすべてを第1号被保険者の保険料で賄うことになります。

このため、保険料引き上げにつながる市町村特別給付等は実施しないこととし、法定サービスを基本に実施します。

II 計画期間内における介護保険料の段階は、標準的な6段階とします

介護保険料の段階は、第1・2期計画では標準的な5段階としてきましたが制度改正により現行の第2段階を2つに分割し、標準段階が6段階になりました。

7段階や8段階など段階を増やすこともできますが、低所得者の多い場合には負担が大きくなり、介護保険料の基準額自体が上昇してしまうことから標準的な6段階に設定します。

III 介護保険料の急激な負担増を一定程度に抑えるため激変緩和措置を講じます

平成18年度から税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止され、収入額に変更がなくても市民税が非課税から課税になることがあります。この場合、介護保険料の段階が1段階あるいは2段階上がることから、その負担の増加を一定程度に抑えるため激変緩和措置を講じます。

IV 低所得利用者の負担を軽減します

社会福祉法人等が行うホームヘルプサービスやデイサービスなどについて低所得利用者の負担を軽減します。また、介護保険制度施行以前からのホームヘルプサービスを利用している低所得障害者についても国の方針に合わせ負担を軽減します。